

根室市新型コロナウイルス関連緊急経済対策

(感染拡大防止/フェーズ1：【事業継続・雇用維持の支援等】)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）
について【国】

1. 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えており、食費等による支出の増加の影響も受け、家計の経常収支は大きく悪化している。

このため、国はコロナ対策の取り組みとして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（子育て世帯分）を支給するもの。

なお、ひとり親世帯については、4月緊急議会において予算措置したところであり、令和3年4月30日に児童扶養手当受給者に対し、支給を行った。

また、公的年金等受給世帯及び家計急変者については、令和4年2月28日までの申請期限を設けていることから、申請があり次第、内容審査の上、随時支給を行っている。

2. 事業概要

事業名称	ひとり親世帯等特別給付金給付事業 (子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）)	
対象者	令和3年3月31日時点で、18歳未満の児童（障がい児は20歳未満）を養育している父母等であり、令和3年度分の住民税（均等割）が非課税又は令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者	
給付額	児童1人あたり 一律5万円	
申請方法	国が別に定める申請様式により申請	
支給見込件数	130世帯（329人） ※国の所要額調査における算定基準により算定	
支給日	令和3年7月頃（令和3年度の課税状況判明後）	
予算総額	16,450 千円	（事業費）
	1,598 千円	（事務費）
	※全額国庫補助	